

解体を希望する損壊家屋

解体を希望する所有者は、解体希望家屋に、ペイントスプレー※などで「解体可」、「解体OK」などの意思を明確に表示してください。

貸家・アパートなど

貸家などは、借り主の意向を貸主が必ず確認後に意思表示してください。

私有地内の被災車両

個人で移動できない被災車両は、市で仮置き場に移動しますので、分かりやすい場所に「移動可」、「移動OK」などの意思を明確に表示してください。



※貸出用のペイントスプレーを各避難所に配置しています。

損壊家屋と私有地内の被災車両

解体・移動可能か、意思表示を。

市は、このたびの震災被害により損壊した家屋の解体、私有地内の車両がれき・土砂の除去作業を実施します。

作業に先立ち、4月25日から所有者の意向を確認する調査を始めますので、事前に意思表示をお願いします。

表示のない家屋や車両については、そのまま残しますのでご了承ください。

問い合わせ 市道路管理課 (☎02111)

親を失った子どもへの支援

●あしなが給付金(特別一時金)

このたびの震災で保護者を失った(死亡、行方不明、著しい後遺症を負った)0歳から大学院生までを対象に特別一時金を支給します。

■給付対象/給付額

①未就学児/10万円、②小中学生/20万円、③高校生/30万円、④大学、専修・各種学校、大学院生/40万円

■申込期限 平成24年3月10日(出)

●特例あしなが奨学金(無利子貸与)

提出書類を免除したり、対象の制約を外す

などの特例措置をとった、奨学金貸与です。

■奨学金貸与月額

①高校奨学金(国公立高校生=25,000円、私立高校生=30,000円)、②大学奨学金(一般=40,000円、特別=50,000円)、③専修・各種学校奨学金=40,000円、④大学院奨学金=80,000円

■返還 卒業して半年後から20年以内で無利子返済

■申込期限 平成24年3月10日(出)

<共通>

■問い合わせ あしなが育英会(☎0120-77-8565)

住宅の応急修理支援

このたびの震災により被災した住宅の応急修理について、災害救助法に基づき次のとおり支援します。

■対象世帯

次のすべてに該当する世帯

- ① 応急仮設住宅の制度を利用しない世帯
- ② 市内に居住し、かつ住所を有する世帯
- ③ 半壊、大規模半壊または全壊の被害を受けた世帯
- ④ 応急修理を行うことで、避難所などから自宅に戻ることができる世帯

※借家については、別途ご相談ください

■助成内容

1世帯当たり52万円を限度に助成(費用は市が直接業者に支払い) ※限度額以上の修理は自己負担

■修理対象箇所

居室、トイレ、台所など日常生活に必要な最小限の部分(震災による被害があった箇所の修理が対象であり、経年劣化によるものなどは対象外)

■収入要件

世帯全体の収入(平成21年分)などが次のいずれかを満たす世帯(ただし、大規模半壊または全壊の被害を受けた世帯は、収入などの要件を問わず)

- ① 世帯収入が500万円以下
- ② 世帯収入が500万円超700万円以下で、世帯主が45歳以上または要援護世帯
- ③ 世帯収入が700万円超800万円以下で、世帯主が60歳以上または要援護世帯

■施工業者の指定

市内の業者に限定

■申し込み方法など

市内の業者が作成した修理見積書に、必要書類を添えて提出。必要書類と申込期限は、現在調整中です。詳細は、決まり次第お知らせします。

※申請をせずに修理を行った場合は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。

■問い合わせ

市建築住宅課建築室(☎62-2111)

被災住宅点検・相談

県では、このたびの震災により被災した住宅の補強・修繕を検討している人を対象に、建築の専門家による「被災住宅点検相談」を実施します。

相談員を派遣しますので、希望する人は、お問い合わせください。

■相談員 (社)岩手県建築士会宮古支部または(社)岩手県建築士事務所協会に所属する建築士

■相談料 無料

■問い合わせ 県沿岸広域振興局宮古土木センター(☎64-2221)、岩手県建築士会宮古支部事務局(泉建築事務所内☎69-2284)

軽自動車税

市は、このたびの震災により被災し、使用不能や所在不明などになった軽自動車に課税しない措置を取っています。

該当する人は、次のとおり届け出るようお願いいたします。

◎届け出は、本人のほか代理の人でも可能です。

◎窓口のほか、電話でも受け付けています。

◎車両番号などが分からない場合でも相談に応じます。

■問い合わせ 市税務課市民税担当(市役所2階、☎62-2111)

